

## 物品売買契約書(案)

- 1 物 品 名 令和8年度 無人航空機(ドローン)整備事業
- 2 仕様(規格) 別紙仕様書のとおり
- 3 数 量 2式
- 4 契約金額 〃  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〃)
- 5 引渡期限 令和8年10月30日
- 6 引渡場所 発注者の指定する場所
- 7 契約保証金 免除(焼津市契約規則第26条第2項第 号 該当)
- 8 支払方法 納品後一括払い(銀行口座振込)
- 9 支払時期 請求書受理後30日以内

上記物品売買の実施について、発注者と受注者とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び物品売買契約条項を厳守し契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 志太広域事務組合  
管理者 焼津市長 中野 弘道 ⑩

受注者 住 所  
商 号  
氏 名 ⑩

## 志太広域事務組合物品売買契約条項

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、売買契約書記載の物品（以下「契約物品」という。）の売買契約に関し、売買契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、売買契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報を取扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

### (確約事項)

第2条 発注者に対し、受注者は、暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを確約する。

### (所有権移転)

第3条 物品の所有権は、物品の引渡があった時に、受注者から発注者に移転する。

### (検査及び引渡)

第4条 受注者は、発注者の指示に従って約定期限に約定場所に物品を納品するものとし、発注者は物品受領後5日以内に物品の検査をするものとする。

2 物品の引渡は、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

3 第1項の検査によって生じた故障又は検査に要した経費は受注者の負担とする。

4 第1項の検査により合格と認めた時には、発注者は受注者に通知するものとする。

### (物品の引取)

第5条 受注者は、不合格又は契約数量を超過した物品及び契約を解除された物品その他発注者から返却し得べき物品を、自己の経費をもって発注者の通知が到達した日から5日以内に引取らなければならない。

### (契約不適合責任)

第6条 発注者は、受注者から引渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しなければならない。ただし、契約をもってその期間を伸縮することができる。

### (請求及び支払の期限)

第7条 受注者は、第4条第4項の通知を受けた後に支払を請求するものとする。

2 発注者は、受注者から正当な請求書を受領したときから30日以内に契約金を支払わなければならない。

### (債権の譲渡)

第8条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ない限り、発注者に対する債権を第三者に譲渡又は承継させることができない。

### (引渡延滞違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により引渡期限までに物品の引渡が完了しないときは、受注者は契約金額から（当該債務の履行分に相当する金額を控除した額につき、）引渡期限の翌日から引き渡しが完了した日までの延滞日数に応じ、当該債務の履行に係る契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞違約金を支払うものとする。

2 延滞違約金が100円未満であるときは、これを徴収しないものとし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (契約の解除)

第10条 発注者、受注者いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

3 発注者が、前項の規定により、当該契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わず、また、解除により発注者に障害が生じたときは、受注者はその損害を賠償する。

### (不当介入を受けた場合の措置)

第11条 受注者は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに発注者への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

### (合意管轄)

第12条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

### (定めのない事項の処理)

第13条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、発注者、受注者双方協議の上処理するものとする。

## 令和8年度 無人航空機（ドローン）整備事業 仕様書（案）

この仕様書は、志太広域事務組合志太消防本部（以下「組合」という。）が実施する令和8年度 無人航空機（ドローン）整備事業について、購入する資機材の仕様その他必要な事項を定めるものとする。

### 1 購入物品名及び数量

マルチローター型全天候対応無人航空機 2式

### 2 内訳（1式あたり）

番号	項目	数量
1	マルチローター型全天候対応無人航空機本体	1機
2	送信機（プロポーションナルコントローラ）（以降「送信機」と記述）	1個
3	低ノイズ・抗着氷プロペラ	1組
4	電源アダプター	1個
5	充電ハブ	1個
6	キャリングケース	1個

### 3 付属品

番号	項目	数量
1	機体用バッテリー（機体製造者純正）	4個
2	送信機用バッテリー（機体製造者純正）	2個
3	低ノイズ・抗着氷プロペラ（2枚/組 機体製造者純正）	4組
4	送信機ストラップ金具（機体製造者純正）	2個
5	送信機表示部位表面保護材	2個
6	無人航空機搭載用スピーカー（機体製造者純正）	2個
7	無人航空機搭載用スポットライト（機体製造者純正）	2個
8	ポータブルバッテリー（1,000Whクラス・ポータブルバッテリー 1個・AC電源ケーブル 1本）	2組
9	クラウド型ドローン管理プラットフォーム ライセンス（1年分）	1式

### 4 性能及び機能

各物品の仕様は以下のとおりとする。

なお、特段の記載がない限り、数値はおおよその目安とし、同等以上の性能を有するものであれば可とする。

#### (1) マルチローター型全天候対応無人航空機セット

下記の仕様を満たすこと

##### ア 無人航空機本体

(ア) 形態 マルチローター型無人航空機 4モーター以上

(イ) 重量 1,900g 未満（バッテリー、プロペラ、カメラジンバル等含む）

(ウ) 最大フライト時間 47分以上（設計仕様）

(エ) 最大速度 15m/s

- (オ) 最大風圧抵抗 12m/s
- (カ) 動作環境温度 -20℃～50℃を満足するものであること
- (キ) 保護等級 IP55 以上（カメラ、機体用バッテリー搭載時）
- (ク) 障害物を検知する機能を有すること。
- (ケ) 機体本体または装着バッテリーに、バッテリー残量表示機能を有すること。
- (コ) 機体位置及び機体状態（ステータス）を外部に通知するLEDを有すること。

#### イ 送信機

- (ア) 送信機のスイッチ操作により、離陸場所へ自律帰還できること。
- (イ) 通信リンク切断時に、離陸場所へ自律帰還できること。

#### ウ カメラ

- (ア) 映像振動防止のジンバル機能（機械式又は電子式）を有すること。
- (イ) 静止画像に、Exif 情報（撮影位置情報、焦点距離、シャッタースピード、ISO 値）を記録できること。
- (ウ) 24mm 広角カメラ、70mm 中望遠カメラ、168mm 望遠カメラ、NIR 補助ライト、赤外線サーマルカメラを搭載すること。
- (エ) 赤外線カメラの解像度は 640 × 512 を有すること。

#### (2) 機体用バッテリー（機体製造者純正）

容量 6,768mAh 程度

#### (3) 送信機用バッテリー（機体製造者純正）

容量 4,920mAh 程度

#### (4) 低ノイズ・抗着氷プロペラ（2枚/組 機体製造者純正）

重量 13.2g 程度（2枚）

#### (5) 送信機ストラップ金具（機体製造者純正）

無人航空機セットに付属する専用の送信機に対応すること

#### (6) 送信機表示部位表面保護材

送信機表示部のサイズに最適化されていること。

#### (7) 無人航空機搭載用スピーカー（機体製造者純正）

ア 最大電力 15W

イ 有効放送距離 300m

#### (8) 無人航空機搭載用スポットライト（機体製造者純正）

ア 最大電力 32W

イ 有効照射角度 23°（相対照度 10%）

#### (9) ポータブルバッテリー（1,000Wh クラス）

ア 1,024Wh 2,600W 連続出力対応

イ 重量 約 13kg

#### (10) クラウド型ドローン管理プラットフォーム ライセンス（1年分）

下記に示す仕様を満たすこと

ア 導入日から1年間、継続して利用可能な状態で提供すること。

イ リアルタイムで地図上に表示できるクラウドサービスを利用し、取得した映像等を複数の場所から同時に確認できるものとする。

ウ 映像ライブ配信時間：1ヶ月あたり2,000分

エ マッピング・2D/3Dモデル作成：1ヶ月あたり3,000枚

オ データ保存容量：500GB

## 5 研修

### (1) 導入トレーニング

受注者は引き渡し後に下記を実施すること。

実施日時については、引き渡し前までに発注者と調整するものとする。

ア 初期設定を行い運航可能な状態にすること。

イ 無人航空機とクラウドを連携させ、リアルタイム映像配信可能とすること。運用について説明を行うこと。

### (2) ドローン管理プラットフォーム座学講習及び運用サポート

受注者は引き渡し後に下記を実施すること。

実施日時については、引き渡し前までに発注者と調整するものとする。

ア クラウド型ドローン管理プラットフォームの機能について運用方法をまとめた専用のテキストを作成し受講者に配布した上で座学講習を行うこと。

イ ライブストリーム及びマッピング機能について実機を交えて説明を行うこと。

ウ 障害発生時の対応方法及びサポート窓口について説明すること。

エ 導入後の運用サポートを実施すること。

## 6 納入期間

令和8年10月30日（金）

## 7 引渡場所

志太広域事務組合志太消防本部 警防課（藤枝市稲川200番地の1）

## 8 検査

納入時には組合職員の検査を受け、合格したものを納品とする。

## 9 保証

納入後1年間は通常使用において生じた故障について無償で修理又は交換を行うこと。

## 10 提出書類

納入時には、取扱説明書、保証書その他必要な書類を提出すること。

## 11 その他

この仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、組合と受注者が協議のうえ決定するものとし、当該協議により定めた事項については、本仕様書と同等の効力を有するものとする。

また、その他の事項については、次のとおりとする。

(1) 受注者は、本装置に係る一連のシステムについて、十分な動作確認を行ったうえで納入すること。

(2) 受注者は、本装置に係る一連のシステムについて、修理、点検、整備及び調整に対し

責任をもって対応すること。

- (3) 緊急時の故障等に対応できるよう、受注者は同等又はそれ以上の性能を有する機体を保有し、必要に応じて貸出しが可能であること。

なお、貸出しに係る費用及び方法等については、別途協議のうえ決定するものとする。

- (4) 受注者は、静岡県内に本社、支店、営業所（修理工場）又は代理店を有し、迅速なメンテナンス及びサポート体制を確保できる者であること。

購入主管課・問い合わせ  
志太広域事務組合志太消防本部  
警防課 災害対策担当  
山口 哲矢  
T E L 054-641-9205  
F A X 054-646-1000

# 入札書

- 1 入札番号 第20号
- 2 件名 令和8年度 無人航空機(ドローン)整備事業
- 3 履行場所 藤枝市稲川200番地の1  
志太消防本部 警防課

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合  
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住所

入札者 商号

氏名

印

- 1 入札書は、入札1件ごと1枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

## 記載例

## 入札書

- 1 入札番号 第 〇〇 号
- 2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。  
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	(消費税抜)
				¥	1	2	3	0	0	0	

入札(開札)日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合  
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者の職名及び氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札者 商号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇〇〇〇〇 印

# 郵便入札での注意事項

一般書留、簡易書留又は持参のみ有効です。  
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。

※窓口を持参する場合、外封筒は不要です。

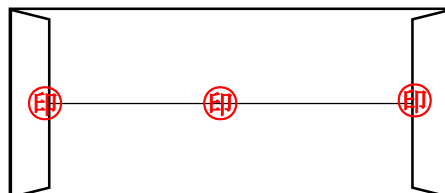
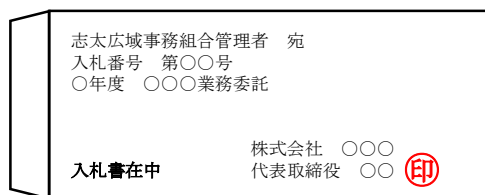
（令和7年5月1日～）

## <内封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。

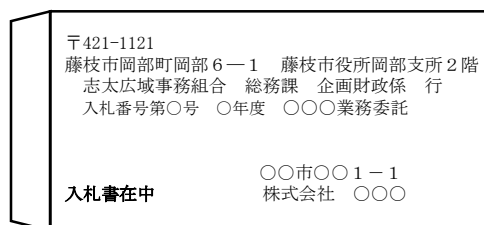
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。

※いずれかの印がない場合、無効となる場合があります。



## <外封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ>組合の概要>入札・契約>入札情報 …①

<https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html>

郵便入札に関する要領 …②

<https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf>

①



②

